

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 土地改良法により換地を定めない土地として指定した件
- 道路の区域を変更する件

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件二件
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を決定する件一件
- 福島県選挙管理委員会
- 漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

## 告 示

### 福島県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、次の土地を県管区画整理事業中朝日地区に係る黒谷換地区の換地計画において換地を定めない土地として指定した。

平成二十五年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

### 土地の表示

- 南会津郡只見町大字黒谷字井戸尻三〇番
- 同 郡同 町大字黒谷字井戸尻三八番
- 同 郡同 町大字黒谷字上野三三四番
- 同 郡同 町大字黒谷字六百苅一二四三番一
- 同 郡同 町大字黒谷字寺ノ下一二六一番一
- 同 郡同 町大字黒谷字東一三五一番一
- 同 郡同 町大字黒谷字東一三六六番一

（農地管理課）

### 福島県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十五年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下川 内竜田停 車場線	双葉郡川内村大字下川 内字田ノ入七〇番三〇 七地先から	変更前	二・〇〇 三二・二	一六、二八五・〇
	同 郡檜葉町大字井出 字所布一五一番地先ま で	変更後	三・四〇 五七・四	五、三六八・〇
同 郡同 村大字下川 内字道ノ下五二二番二 地先まで	同 郡同 村大字下川 内字篠平五〇一番地先 から	変更前	四・〇〇 一三・六	一、七二〇・七
	同 郡同 村大字下川 内字篠平五〇一番地先 まで	変更後	三・六〇 四九・八	五、〇〇一・五
同 郡同 町大字井出 字所布一五一番地先ま で	同 郡同 町大字井出 字所布一五一番地先ま で	変更前	四・八〇 五六・四	六三〇・〇
	同 郡同 町大字大谷	変更後	四・八〇 五六・四	六三〇・〇

双葉郡檜葉町大字上小 字乙次郎九五番地先か ら 同 郡同 町大字大谷 字キワタ倉一番地先ま で 双葉郡檜葉町大字大谷 字郭公山国有林七一〇 林班三小班地先から 同 郡同 町大字大谷 字乙次郎五七番地先ま で 双葉郡檜葉町大字大谷 字キワタ倉一番地先か ら 同 郡同 町大字上小 字芝坂一八九番地先 まで 双葉郡川内村大字下川 内字西山五九番地先か ら 同 郡同 村大字下川 内字道ノ下五二二番二 地先まで 双葉郡川内村大字下川 内字篠平五〇一番地先 から 同 郡同 村大字下川 内字篠平五〇一番地先 まで 双葉郡檜葉町大字上小 字中倉一番八地先か ら 同 郡同 町大字井出 字所布一五一番地先ま で	変更後 B 三・四 五七・四 五、三六八・〇	C 四・〇 一三・六 一、七二〇・七	D 三・六 四九・八 五、〇〇一・五	H 八・七 一六〇・九 六、八四四・七	G 三・五 三六・〇 二、〇五〇・三	F 三・六 四三・五 一、七八五・三
--	------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

双葉郡檜葉町大字大谷 字乙次郎九五番地先か ら 同 郡同 町大字大谷 字キワタ倉一番地先ま で 双葉郡檜葉町大字上小 字芝坂一八九番地先 から 同 郡同 町大字上小 字中倉一番八地先ま で 双葉郡檜葉町大字大谷 字郭公山国有林七一〇 林班三小班地先から 同 郡同 町大字大谷 字乙次郎五七番地先ま で 双葉郡檜葉町大字大谷 字キワタ倉一番地先か ら 同 郡同 町大字上小 字芝坂一八九番地先 まで 双葉郡川内村大字下川 内字道ノ下五二二番二 地先から 同 郡同 村大字下川 内字篠平五〇一番地先 まで	E 四・八 五六・四 六三〇・〇	F 三・六 四三・五 一、七八五・三	G 三・五 三六・〇 二、〇五〇・三	H 八・七 一六〇・九 六、八四四・七	I 四・四 二五・六 二、一七〇・三
---	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------

(道路計画課)

公 告

公告第二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月八日

一 申請のあった年月日 福島県知事 佐藤雄平

平成二十四年十二月三日

二 名称

特定非営利活動法人ほっとハウスやすらぎ

代表者の氏名

星野 修三

三 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市米代二丁目二番十六号

四 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族及び高齢者等に対してよりよい地域生活の実現に向け、その支援活動の拡充と社会環境の整備を図り、障害者等に対して社会復帰、社会参加に関する事業、障害福祉サービス事業、障害児通所支援サービス事業の提供を行い、住みやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月二十一日

二 名称

特定非営利活動法人市民公益活動パートナーズ

代表者の氏名

古山 郁

三 主たる事務所の所在地

福島県福島市上町三番四号コマ福島ビル九号

四 定款に記載された目的

この法人は、南東北地域を主とする広域の民間支援組織として、市民公益活動を行う者及び組織等に対する能力向上のための支援、並びに地域社会における市民公益活動の地位向上のための普及啓発事業等を通じて、地域や分野を超えた公益社会の実現と人々の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月二十五日

二 名称

特定非営利活動法人バンダハウスを育てる会

代表者の氏名

山本 佳子

三 主たる事務所の所在地

福島県福島市蓬萊町八丁目十五番地一

四 定款に記載された目的

この法人は、難病と闘っている子ども及びその家族を支援するため医療施設近くに設けた滞在施設であるバンダハウスの運営を充実発展させることによって、小児医療や家庭の福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、新地町復興整備計画に相馬都市計画の変更に係る相馬都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十五年一月八日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 相馬都市計画緑地

2 名称 四号埵浜防災緑地

二 都市計画の変更を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる区域

相馬郡新地町のうち大字埵木崎字埵浜、大字埵木崎字西田、大字埵木崎字埵南浜田、谷地小屋字中浜田及び谷地小屋字北畑の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び新地町都市計画課

2 縦覧期間

平成二十五年一月八日から同月二十二日まで

四 その他

相馬都市計画緑地を変更する案について、新地町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は新地町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

公告第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、新地町復興整備計画に相馬都市計画の変更に係る相馬都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十五年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 相馬都市計画道路

2 名称 三・六・一二〇号浜畑磯山線

三・六・一二一号樋掛田浜田線

二 都市計画の変更を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる区域

相馬郡新地町のうち今泉字浜畑、大戸浜字南中磯塩入、大戸浜字吾安谷地、大戸浜字北中磯塩入、大戸浜字北迫塩入、大戸浜字小沢、大戸浜字小沢北、大戸浜字前田上、大戸浜字前田西、大戸浜字浜南、大戸浜字前田下、大戸浜字浜北、大戸浜字牛川、小川字田中、小川字谷地畑、小川字浜田、小川字谷地添、小川字アカト、小川字深町、小川字八幡前、谷地小屋字町裏、谷地小屋字中浜田、谷地小屋字一丁田、谷地小屋字南中江、谷地小屋字北中江、谷地小屋字南浜田、谷地小屋字舛形、谷地小屋字南谷地、谷地小屋字谷地田、谷地小屋字樋掛田、谷地小屋字萩崎、大字埴木崎字埴南浜田、大字埴木崎字台前、大字埴木崎字作田、大字埴木崎字西田、大字埴木崎字作田後、大字埴木崎字南向、大字埴木崎字南向浜田、大字埴木崎字北向、大字埴木崎字北向浜田及び大字埴木崎字磯山の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び新地町都市計画課

2 縦覧期間

平成二十五年一月八日から同月二十二日まで

四 その他

相馬都市計画道路を変更する案について、新地町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は新地町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

公告第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、新地町復興整備計画に相馬都市計画の決定に係る相馬都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

（都市計画課）

き事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十五年一月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画の決定の種類及び名称

1 種類 相馬都市計画河川

2 名称 一号砂子田川

二号三滝川

二 都市計画の決定を定める土地の区域

相馬郡新地町のうち谷地小屋字北畑、谷地小屋字中浜田、谷地小屋字一丁田、谷地小屋字舛形、谷地小屋字中島、谷地小屋字樋掛田、谷地小屋字高田、谷地小屋字萩崎、小川字八幡前、小川字浜田、大字埴木崎字埴浜及び大字埴木崎字磯山の各一部の区域

三 都市計画の決定の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び新地町都市計画課

2 縦覧期間

平成二十五年一月八日から同月二十二日まで

四 その他

相馬都市計画河川を決定する案について、新地町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は新地町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十四年十二月五日現在において、次のとおりである。

平成二十五年一月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五百七十二